

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、放課後児童健全育成事業の促進及び充実を図るとともに、放課後児童の処遇を向上させることを目的に、放課後児童健全育成事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する事業をいう。

(2) 放課後児童健全育成事業者（以下、「事業者」という。） 放課後児童健全育成事業を行い、市に対して法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業開始の届出をした者をいう。

(3) 放課後児童会育成会 浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定める地域に設立された任意の団体をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱に定める事業を交付の対象とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 この補助金の補助の対象及び補助金の額は別表1、別表2に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）（別表1で申請する場合、第2号様式別紙1・2も添付）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 役員名簿（第4号様式）（別表2での申請の場合のみ添付）

(4) 市税納付・納入確認同意書（第5号様式）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

(補助金交付の決定通知)

第6条 市長は、規則第5条の規定により補助金交付の決定をしたときは、その旨を浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により事業者へ通知する。

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件とする。

(1) 事業者は、市税を完納していなければならない。

(2) 事業者は、補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

(3) 事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(4) 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

(6) 事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったとき

は、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

(7) 事業者が、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、市長は規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の変更申請)

第8条 補助金交付の決定を受けた事業者が事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるときは、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書(第7号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更決定の通知)

第9条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により通知する。

(補助金交付額の変更が伴わない事業内容等の変更の届)

第10条 事業者は、補助金交付額の変更が伴わない事業内容の変更があったときは変更届(第9号様式)と必要な場合には関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書(第10号様式)に事業実績報告書(第11号様式)と収支決算書(第12号様式)を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定があった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに市長に提出して行うものとする。

(補助金額の確定通知書)

第12条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付額確定通知書(第13号様式)により事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 事業者は、前条による補助金交付額確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第14条 前条の規定にかかわらず、規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする事業者は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認申請書(第15号様式)に資金計画表(第16号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めたときは、補助金の概算払を承認し、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認通知書(第17号様式)により申請した事業者に通知する。

3 補助金の概算払の請求をしようとする事業者は、第2項の承認通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金概算払請求書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消・返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手続きによって補助金交付を受けたものと認められるとき。

(2) 本要綱に違反したとき。

(3) 事業実施方法が不相当であると市長が認めたとき。

(4) 本要綱に定める条件を欠くに至ったときや、その他、事業を補助する必要がなくなったと市長が認めたとき。

2 市長は、補助金交付の決定の取消をする場合は、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書(第18号様式)により該当する事業者へ通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

(補助の対象としない事業)

第16条 市から他の補助又は委託を受けて行う事業については、この要綱に定める補助の対象から除くものとする。

(書類の整備等)

第17条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、かつ、当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第18条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(補則)

第19条 事業者が第14条第1項の規定に該当し、かつ、著しい不正があったと市長が認める場合は、翌年度以降、補助の対象としないことができる。

(細目)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度から平成29年度までの補助金に適用する。

別表1（第4条関係）

当該年度の開設日数	放課後児童の在籍人数	補助基準額	対象経費	補助率
250日以上	10人以上 19人以下	1,217,000円	需用費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、支援員・補助員報償費（食料費を除く）	1/2以内
	20人以上 35人以下	2,137,000円		
	36人以上 50人以下	3,427,000円		

注1 この表において「在籍人数」とは、当該年度の各月1日現在の在籍人数の合計を12で除して得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）をいう。

注2 上記の表に定める「補助基準額」と、放課後児童健全育成事業に係る「対象経費」から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表2（第4条関係）（放課後児童会育成会に適用）

項目		補助額	備考
基本補助額（1集団あたり）	規模1	主任支援員あり 1,196,000円	<p>補助金交付の対象となる支出</p> <p>(1) 運営費（需用費（食糧費を除く）、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等）</p> <p>(2) 支援員・補助員報償費</p> <p>(3) 主任支援員、支援員、補助員の傷害保険料（スポーツ安全保険加入料）</p> <p>開設規模</p> <p>(1) 規模1：在籍数が19人以下の児童会または集団</p> <p>(2) 規模2：在籍数が20人以上35人以下の児童会または集団</p> <p>(3) 規模3：在籍数が36人以上50人以下の児童会または集団</p> <p>「在籍数」とは、児童会または集団に在籍する児童数をいう。</p> <p>補助額の算定は、当該年度の4月1日現在の在籍数を対象とする。</p> <p>ただし、次に掲げる場合は、翌月1日現在の在籍数を対象とし、月割りにより補助額を算定する。</p> <p>(ア) 新たに交付の対象となる事業を開始する場合。</p> <p>(イ) 利用定員の変更に伴い、在籍数が増加又は減少する場合。</p> <p>在籍人数が利用定員を超える場合は、利用定員を上限とする。</p>
		主任支援員なし 1,901,000円	
	規模2	主任支援員あり 1,289,000円	
		主任支援員なし 1,994,000円	
	規模3	主任支援員あり 1,382,000円	
		主任支援員なし 2,087,000円	
加算補助額（1集団あたり）	発達支援加算 2人～4人 1,262,000円	<p>次のいずれかに該当する障がい児を受け入れている児童会または集団に支援員・補助員報償費を加算する。</p> <p>(1) 療育手帳、身体障害者手帳の交付をうけている児童</p> <p>(2) 発達支援学級に通級している児童</p> <p>(3) 普通学級に通級しているが、通院や薬を服用している</p>	

		5人以上 2,524,000円	児童 (4)その他市長が特別必要と認める児童 年度途中で障がい児が、入会したことにより変更が生じた場合は、申請のあった翌月から補助対象とし、退会により変更が生じた場合は、児童が在籍した当該月までを補助対象とする。
加算補助額（1放課後児童会あたり）	2室開設加算	854,000円	1つの集団による2室開設の児童会に支援員・補助員報償費を加算する。
	土曜日単独開設加算	156,000円	土曜日に単独で開設する児童会に支援員・補助員報償費を加算する。
	開設時間延長加算	63,000円	18:00～18:15まで開設した場合の主任支援員、支援員・補助員報償費を加算する。
		126,000円	18:00～18:30まで開設した場合の主任支援員、支援員・補助員報償費を加算する。

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請
 します。

記

1 交付申請額 _____ 円（別表1：A）
 （別表2：B+C+D+E+F+G+H）

交付申請額内訳				補助金額
別表1	在籍児童数	10～19人		円（A）
	〃	20～35人		円（A）
	〃	36～50人		円（A）
別表2	基本補助額	規模（ ）	主任支援員がいる集団	円（B）
			主任支援員がいない集団	円（C）
	加算補助額	発達支援加算	2～4人	円（D）
			2～4人2集団又は5人以上	円（E）
		2室開設加算		円（F）
		土曜日単独開設加算		円（G）
開設時間延長加算		円（H）		

2 算定根拠

（1）対象児童数 _____ （人）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
対象児童数							
うち発達支援加算対象児童数（別表2のみ）							

（2）開設日数

年間開設日数 合計	日 (A+I+U+I)	A 学校開校日	日	ウ 長期休業日	日
		I 土曜日	日	I その他の学校休業日	日

放課後児童クラブ名

番号	氏名	学校名	学年	留守の確認	番号	氏名	学校名	学年	留守の確認	番号	氏名	学校名	学年	留守の確認
1					16					31				
2					17					32				
3					18					33				
4					19					34				
5					20					35				
6					21					36				
7					22					37				
8					23					38				
9					24					39				
10					25					40				
11					26					41				
12					27					42				
13					28					43				
14					29					44				
15					30					45				

保護者が労働等により留守家庭となることを書類（例として就労証明書）により確認し「留守の確認」の欄に を記入してください。

平成 年度運営スタッフ名簿

番号	氏名	年齢	性別	住所	専任 兼任	資格
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

資格：浜松市児童福祉法施行条例第3条に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条に定める支援員の資格

事業者名 _____

平成 _____ 年度収支予算書(変更予算書)

[歳入]

(単位:円)

科目	本年度予算額	備考
計		

[歳出]

(単位:円)

科目	A 本年度 予算額	Aのうち 補助対象経費	備考
計			

第5号様式(第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 教育総務課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市放課後児童健全育成事業費補助金

様

浜松市長

印

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金の額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(内 訳)

交付申請額内訳			補助金額	
別表1	在籍児童数	10～19人	円(A)	
	"	20～35人	円(A)	
	"	36～50人	円(A)	
別表2	基本補助額	規模()	主任支援員がいる集団	円(B)
			主任支援員がいない集団	円(C)
	加算補助額	発達支援加算	2～4人	円(D)
			2～4人2集団又は5人以上	円(E)
		2室開設加算		円(F)
		土曜日単独開設加算		円(G)
開設時間延長加算		円(H)		

- 条件1 基準条例、実施要綱に基づき事業実施すること。
- 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 6 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
申請書
氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付けで浜松市指令 第 号により交付決定を受けた平成
年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請しま
す。

記

変更交付申請額	円
交付決定額	円
変更の内容	
変更の理由	

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで変更交付申請のあった平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

記

1 変更後の補助金の額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 変更後の事業内容

平成 年 月 日付けの変更交付申請書記載のとおりとする。

- 条件1 基準条例、実施要綱に基づき事業実施すること。
- 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 6 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 7 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 8 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第9号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

届出者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）

浜松市放課後児童健全育成事業変更届

このことについて、下記のとおり変更になりましたので、届け出ます。

記

変更の内容

平成 年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所（所在地）

報告者

氏名（名称及び代表者）

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の交付決定を受けた
平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 完了年月日
平成 年 月 日
- 2 事業の内容及び成果
別紙事業実績報告書のとおり
- 3 収支の状況及び補助金事業等により生じる収入金
別添収支決算書のとおり
- 4 補助金の交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付確定を受けたい額 _____ 円（別表1：A）
（別表2：B+C+D+E+F+G+H）

交付確定額内訳			補助金額	
別表1	在籍児童数	10～19人	円（A）	
	"	20～35人	円（A）	
	"	36～50人	円（A）	
別表2	基本補助額	規模（ ）	主任支援員がいる集団	円（B）
			主任支援員がいない集団	円（C）
	加算補助額	発達支援加算	2～4人	円（D）
			2～4人2集団又は5人以上	円（E）
		2室開設加算	円（F）	
		土曜日単独開設加算	円（G）	
	開設時間延長加算	円（H）		

（市使用欄）

上記報告事項について審査いたしました。

平成 年 月 日

審査担当者氏名

審査結果の意見

第11号様式(第11条関係)

平成 年度事業実績報告書

1 名称及び役員組織

事業者名 _____

役員組織 別添(第4号様式)のとおり

2 放課後児童クラブ名称 _____

3 放課後児童クラブの実施期間等

(1) 事業開始 平成 年 月 日

(2) 事業終了 平成 年 月 日

(3) 月別開設日数(実績)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
開設日数														
うち 土曜日	合同													
	単独													

(4) 開設日数()日の内訳

学校開校日 ()日
 土曜日 ()日
 長期休業 ()日
 その他の学校休業日 ()日

(5) 開設時間 学校開校日 時 分 ~ 時 分
 土曜日 時 分 ~ 時 分
 長期休業 時 分 ~ 時 分
 その他の学校休業日 時 分 ~ 時 分
 (別表2での申請のみ) 開設時間延長 時 分 ~ 時 分

4 放課後児童会入会児童数等

(1) 利用定員 人

(2) 月別利用人数(実績) (単位:人)

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
人数														
うち発達支援算 対象児童数														

「人数」の合計数は、「収支決算書(第10号様式)」の会費徴収人数と一致すること

「うち発達支援加算対象人数」は別紙2のみ記入

5 支援員・補助員の氏名、住所 主任支援員を置いているクラブは最上段に記入すること

該当に	氏 名	住 所
主任支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		
支援員 補助員		

第12号様式(第11条関係)

事業者名 _____

収支決算書

[歳 入]

(単位:円)

科 目	A 本年度 決算額	B 本年度 予算額	A - B	備 考
計				

[歳 出]

(単位:円)

科 目	A 本年度 決算額	B 本年度 予算額	A - B	Aのうち 補助対象経費	備 考
計					

第13号様式（第12条関係）

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け実績報告書の審査の結果、下記の金額を平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金として確定したので通知します。

記

補助金の交付決定額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

補助金の交付確定額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

差引額

金額			百万			千			円
----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

補助金請求書（概算払請求書）

金額	¥ 円
----	---

ただし、浜松市放課後児童健全育成事業費補助金（第 回） 単位：円

	請求額	左の内訳				
		別表1 または 基本補助	加算補助			
			発達支援	2室開設	土曜日 単独開設	時間延長
補助金額						
受領済額						
今回請求額						
残 額						

支払 方法	口座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座貯金 第 号 普通預金
----------	-----------	--------------------	----------------	---------------------

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

浜 松 市 長

住所または所在地

氏名または名称及び代表者氏名

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認申請書

次のとおり、概算払願いたく申請します。

記

- 1 概算払を必要とする理由 放課後児童会の適正かつ円滑な管理運営を行うため
- 2 概算払を必要とする金額（年間）

申請額	内 訳				
金 円	別紙1	在籍児童数10～19人		円	
		" 20～35人		円	
		" 36人以上		円	
	別紙2	基本補助	規模 ()	主任支援員がいる集団	円
				主任支援員がいない集団	円
		加算補助	発達支援加算	2～4人	円
				2～4人2集団または5人以上	円
			2室開設加算		円
	土曜日単独開設加算		円		
	時間延長加算		円		

- 3 概算払を必要とする期日・金額

回数	時期	概算払申請額	別表1補助金 又は基本補助	加算補助			
				発達支援	2室開設	土曜日 単独開設	時間延長
1回	4月	円	円	円	円	円	円
2回	8月	円	円	円	円	円	円
3回	12月	円	円	円	円	円	円

第17号様式(第14条関係)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金概算払承認通知書

平成 年 月 日付けで概算払承認申請のあった平成 年度浜松市放課後児童健全育成事業費補助金について、次のとおり概算払を承認したので通知します。

記

1 概算払の額

金 額			百 万			千			円
-----	--	--	-----	--	--	---	--	--	---

2 概算払をする時期

第18号様式(第15条関係)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により通知した浜松市放課後児童健全育成事業費補助金交付決定の全部(一部)を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
取消額	円
返還金額	円
返還期限	平成 年 月 日
取消・返還を命ずる理由	